

水俣市公設学童クラブ（一小ふれあい学童クラブ・二小ふれあい学童クラブ）指定管理候補者募集要項

1 目的

保護者が労働等のため昼間家庭にいない小学生について、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的に設置した水俣市公設学童クラブ管理運営業務について、より効率的及び効果的にその目的を達成するため、豊富な経験と高い専門知識を有する民間事業者による業務委託することで、安全で安心な運営業務を期待するとともに、費用対効果の高い事業を実施することを目的として、その事業を委託する事業者を選定するために必要な事項を本募集要項に定め、公募による指定管理候補者を選定する。

2 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	位 置
一小ふれあい学童クラブ	水俣市陣内1丁目1番88号
二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町1丁目2番1号(一部) 水俣市栄町1丁目3番24号

(2) 施設内容・規模等

施設概要書のとおり

(3) 現在の管理運営体制・現在の管理受託団体

- ・一小ふれあい学童クラブ：水俣第一小学校ふれあい学童クラブ運営委員会
- ・二小ふれあい学童クラブ：学童クラブはっぴーほーむ

(4) 施設の利用実績

施設概要書のとおり

3 指定管理者が行う管理業務の基準

(1) 休館日及び開館時間

休館日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
-----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・12月29日から翌年1月3日まで
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日は授業の終了後から、原則3時間以上の開所時間を設け午後6時まで。 ・水俣市立小・中学校管理規則（昭和33年教育委員会規則第1号）第3条に規定する休業日にあつては、原則8時間以上の開所時間を設け午前8時から午後6時まで。 ・市長が特に認めたときは、開館時間を変更することができる。

（2）法令遵守等

維持管理業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守するものとする。

なお、維持管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ協定で定める。

ア 水俣市学童クラブの設置等に関する条例、同施行規則

イ 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 放課後児童育成支援事業実施要綱

エ 児童福祉法、同施行令、同施行規則

オ 次世代育成支援対策推進法、同施行令、同施行規則

カ 身体障害者福祉法、同施行令、同施行規則

キ 子ども・子育て支援法、同施行令、同施行規則

ク 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令

ケ 労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法ほか労働関係法令

コ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法、下水道法、同施行規則、その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令

サ その他

- ・指定管理者は、施設の管理等に関し知り得た個人情報の保護を図るため個人情報の保護に関する法律の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければならない。
 - ・指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定期間を経過した後も同様とします。
 - ・指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。
 - ・防災・防犯のための対策を講じ、利用者の安全確保を図ること。
- ※管理の基準に関する細目的事項は、協議のうえ、協定で定めます。

(3) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

4 指定管理者の業務等

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務
- (2) 学童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務

5 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年とする。

ただし、協定締結後から管理運営の開始までは、指定管理候補者の費用負担により、現指定管理者からの引継ぎ等の業務を行う。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

6 管理に要する経費

(1) 運営経費

放課後児童クラブを運営するのに必要な経費は、市からの委託料、保護者負担金その他収入をもって充てるものとする。

なお、保護者負担金については、現在運営している学童クラブが徴収している保育料等と同額程度とすること。

(2) 基準価格

施設の管理運営に要する費用は、熊本県放課後児童健全育成事業費等補助金の算定基準とし、申請者から各年度の委託額の提案を求める。

なお、市からの委託料の具体額は、事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書及び放課後児童健全育成事業委託契約書で定める。

対象年度	委託料の額
令和7年度 令和8年度 令和9年度	委託料については、熊本県放課後児童健全育成事業等補助金交付要領に基づくもので対象年度の予算の範囲内とする。

7 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 熊本県内に事業所を有すること。
- ③ 水俣市から指名停止措置を受けていないこと。

- ④ 労働者災害補償保険に加入していること。
- ⑤ 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取消停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ⑦ 消費税の適格請求書等保存葬式における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体であること。(該当団体のみ)

8 指定管理者選定及び指定までの流れ

(1) 選定委員会の設置

指定管理候補者の選定に当たり、水俣市公設学童クラブ指定管理候補者選定委員会（公募型）（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

申請書の提出書類等の審査及び指定管理候補者選定に当たっては、「水俣市公設学童クラブ指定管理候補者選定委員会審査基準（公募型）」の規定により実施する。

(3) 協定締結までのスケジュール

協定締結に至るまでの予定スケジュールは、次の表のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日及び休日など、水俣市の休日を定める条例（平成2年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）には、受付等を行わない。

なお、このスケジュールは、申請者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表 協定締結までのスケジュール

	内容	本要項 詳細	期日
1	公告		令和6年8月1日（木）
2	募集要項等の配布期間		令和6年8月1日（木）から令和6年9月20日（金）まで
3	現地見学会	10	令和6年8月15日（木）から30日（金）の間で、各公設学童クラブと日程調整の上実施 ※参加申込み 令和6年8月13日（火）正午まで

4	質問受付	1 1	説明会実施後から令和6年9月20日(金)まで
5	提出書類の受付期間	1 2	令和6年9月20日(金)から令和6年9月30日(月)まで
6	応募提出期限		令和6年9月30日(月)まで
7	一次審査(書類審査)	1 3	令和6年10月上旬予定
8	二次審査(プレゼンテーション審査)		令和6年10月下旬予定
9	指定管理候補者の決定通知		令和6年11月上旬～中旬
10	指定管理者の指定・協定締結		令和6年12月中旬 ※12月議会承認後

9 提出書類

申請に当たっては、以下の書類について水俣市に提出する。

なお、水俣市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 申請書及び添付書類(以下「提出書類」という。)

ア 指定管理者指定申請書(水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則(平成17年水俣市規則第16号)(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 収支計画書(様式第3号)

エ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

オ 団体概要(パンフレット等の使用も可)

カ 直近年度の決算書

キ 労働者災害補償保険に加入していることを称する書類(従業員を雇用していない事業者は除く。)

ク 業務実績がわかる書類

※令和元年度から令和5年度までの過去5年間の業務実績

※業務実績書は、「発注機関名」、「契約期間」、「業務名・業務内容」及び「契約金額」を明らかにすること。

ケ 納税証明書(申請書提出日の前3か月以内に発行された証明書で、令和5年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの。

なお、地方税については、本業務を主に担当する事業所等が所在

する地方公共団体が発行するもの。)

※水俣市内に事業所等が所在する場合は、滞納ない証明書

(2) 申請に関する留意事項

- ① 応募する学童クラブが複数ある場合は、(1)のア、イ、ウについては、それぞれの施設について作成すること。
- ② (1)のイ 事業計画書において、計画書内に記載の「記入の内容」及び「審査の視点」を確認の上、指定されている内容について必ず記載すること。
- ③ 申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

10 現地見学会

指定管理候補者への応募に当たり、現地見学の希望がある場合は現地見学会を実施する。

(1) 現地見学会

- ①開催日 令和6年8月15日(木)から令和6年8月30日(金)までの期間中で、各学童クラブと調整の上決定
- ②集合場所 各公設学童クラブ
- ③内容 各公設学童クラブの現地確認、質疑

(2) 参加希望

参加者は1者につき2名以内とし、いずれも現地集合とする。移動手段は参加者で準備する。参加を希望する者は、令和6年8月2日(金)から令和6年8月13日(火)正午までに事務局(市こども子育て課子育て支援係(TEL0966-61-1660))に連絡すること。

なお、見学時間については、重複しないよう時間を設定し、事務局から参加を希望する者に連絡する。

11 質問受付について

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

説明会実施後から令和6年9月20日(金)まで

イ 質疑の方法

本業務について質問のある者は、事務局の電子メールアドレス(kodomo@city.minamata.lg.jp)宛てに、質問票(様式第4号)を送信すること。送信に当たっては、表題を「【団体名】水俣市公設学童クラブ指定管理募集に係る質問事項」とすること。原則として、電子

メール以外の方法による質疑は受け付けない。ただし、期限内に電話で質問書到着の有無を確認することは差し支えない。

なお、質疑受付の終了時刻に関しては、受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行うものとする。

(2) 質疑に関する回答

質疑に対する回答は、質疑提出者に対して電子メールで返信するとともに、必要に応じて市ホームページに公表する。

なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

1.2 提出書類の提出について

(1) 提出先 水俣市福祉環境部こども子育て課（市役所2階）

〒867-8555 水俣市陣内1-1-1

電話 0966-61-1660 FAX 0966-63-9044

(2) 提出期間 令和6年9月20日（金）から令和6年9月30日（月）までの日の午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

1.3 選定方法

水俣市公設学童クラブ指定管理候補者選定委員会（公募型）において、事務局又は各委員が次の選考事項に沿ってそれぞれ審査し、評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。（最低基準 120点満点中72点）

(1) 第1次審査（資格・書類審査）

提出書類をもとに、事務局において本募集要項「7 参加資格」について適否を審査する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

① 選定事項【（ ）内は配点】

ア 基本理念・事業計画について（20）

- ・基本理念、運営計画及び実施方針
- ・放課後児童クラブ等児童福祉に関する実績、成果

イ 事業内容（30）

- ・児童の発達段階に応じた取組

- ・利用者意見の反映
- ・特に配慮が必要な児童への支援について
- ・学校や関係機関、地域との連携及び協力
- ・子どもの権利擁護に関する取組
- ウ 職員の配置（４０）
 - ・職員の安定的配置、不足時のフォロー体制
 - ・職員の人材確保・人材育成の取組
 - ・管理・監督体制
 - ・個人情報保護の取組
 - ・苦情対応及び苦情処理体制
- エ 安全対策及び危機管理等（１５）
 - ・衛生管理（施設清掃・感染症対策等）の取組計画
 - ・児童の安全確保の対応
 - ・危機管理、災害時対応及び防犯
- オ 収支計画及び準備体制（１０）
 - ・収支計画及び効率的な管理運営の設定
 - ・指定管理開始までの引継ぎに係る対応
- カ その他
 - ・運営上の工夫・付加的サービス（５）

②プレゼンテーション

第１次審査を通過した申請者によるプレゼンテーションを実施する。

日程は、令和６年１０月２５日頃を予定し、時間、場所については、後日連絡する。

1.4 無効又は失格

本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- ① 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

1.5 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表する。

選定結果については、各申請者に文書で通知する。

1 6 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- ① 指定管理者は、令和6年12月水俣市議会の議決を経て指定される。
- ② 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結するが、この協定の管理業務に係る委託料は、令和7年度予算以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合がある。
なお、委託料については、年度ごとに別途契約を締結する。

1 7 モニタリング

(1) 事業実施状況の確認

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確認するため、監視・評価を実施する。

- ① 定期報告
月次業務報告書及び年次事業報告書を作成し、市へ提出を依頼する。
- ② 状況確認
市は、指定管理業務の実施状況について、確認及び評価を行う。

(2) 改善の指示

指定管理者による管理運営状況が事業計画や協定の内容に適合しないと判断した場合、市は改善措置等の指示を行う。さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行う場合がある。

1 8 現配属職員の継続雇用

現在、各学童クラブで雇用されている雇用職員（支援員・補助員含む）のうち、継続雇用を希望する者は、引き続き雇用すること。

なお、雇用形態及び報酬等は現状を基準とし、指定管理者の指定後に、継続雇用を希望する者にヒアリングを実施した上で、勤務形態等を決定するものとする。

1 9 指定後の引継ぎについて

令和7年4月1日からの運営開始に当たって、円滑に運営を開始できるよう、現在の指定管理者と引継ぎを行うこと。

なお、引継ぎに係る経費は、令和7年度からの指定管理事業者が負担する。

2 0 その他

- ① 提出書類は返却しない。

- ② 提出された書類は、必要に応じ複写する。
(使用は市役所内及び選定委員会での検討に限る。)
- ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

2 1 留意事項

- ① 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがある。
- ② 指定管理者の指定後に、指定管理者が「7 参加資格」に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。
- ③ その他本要項に定めがない事項については、市が指示する。

2 2 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書 (様式第1号)
- (2) 事業計画書 (様式第2号)
- (3) 収支計画書 (様式第3号)
- (4) 質問票 (様式第4号)
- (5) 水俣市公設学童クラブ管理運営業務委託仕様書
- (6) 施設概要書

2 3 担当

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1丁目1番1号
水俣市 福祉環境部 こども子育て課 子育て支援係
TEL : 0966-61-1660 (直通) FAX : 0966-63-9044
E-mail : kodomo@city.minamata.lg.jp